

平成29年11月22日

舞鶴市議会議長

上野修身様

提出者 舞鶴市議会議員 岸田圭一郎

賛成者 同 上羽和幸

同 亀井敏郎

同 鯛慶一

同 眞下隆史

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

市議第 2 号

舞鶴市議会議員定数条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。  
本則中「28 人」を「26 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

議員定数を調査・研究した結果、本市議会の議員定数を現行の 28 人から 2 人減の 26 人とする所要の改正を行うため、この条例案を提出する。